

2019年6月 追加分 (封書)

■■■■様
原告 訴訟代理人 ■■■■
同 ■■■■

提訴の告知

あなたは支払い義務違反という事で、地方裁判所に訴状の提出が行われ、受理されております。
この件に関して異議申し立て、または取り下げ希望がある場合、下記日付までに答弁書の御提出または、当局に
で御相談受け願っておりますので、民事訴訟部ご相談窓口にお問合せ下さい。御連絡なき場合には、この通達
の14日以内に頂く裁判所からの出発命令状の通達を御確認ください。また原告側の言い分で裁判の希望日程等
が全面的に認められる場合がございます。
なお当該裁判の判決を履行いただけない場合は、財産の差押え等の強制執行の法的手続きがとられます。
(異議、不服、答弁最終期日 令和元年6月5日)

請求の趣旨

- 1、原告は被告に対し支払い義務違反という事で未納請求を求める。(民法第415条)
- 2、原告は被告に対し契約不履行によって生じた損害の賠償請求を求める。(民法第415条)
- 3、訴訟費用は被告の負担とするとの判決を求める。(民事訴訟法第61条)
- 4、原告は被告に対し裁判の判決を履行できない場合の、財産の差押え強制執行の決裁の判決を求める。(民事
執行法第25条)

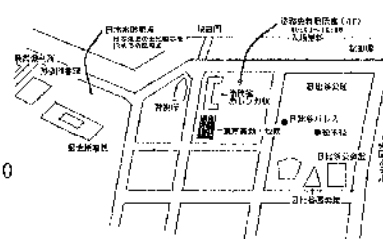
請求の原因

- 1、原告は被告に対し民事法に従い督促の通知義務を果たしたが被告は支払いを履行しなかった。
- 2、原告は被告に対し民事法に従い異議通告をしたが、これに対し被告は開却した。

証拠方法

第1号証 契約全履歴証書1通
第2号証 通信履歴(NIT 東日本参照)1通
第3号証 平成30年(■)第0000号 少額金請求付架通郵便7通

〒100-8920
東京都千代田区霞が関1-1-4
地方裁判所 民事訴訟部
相談窓口 03-6907-1660
受付時間 午前9:00~午後7:00



←A4サイズの文書

↓窓付きの白い封筒



宛名をご確認の上開封してください

至急



地方裁判所 民事訴訟部
〒100-8920 東京都千代田区霞が関1-1-4